

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	三郷町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html">http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html</a>

執行機関名 三郷町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月三郷町訓令甲第1号)による私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月16日条例第31号)第4条別表第1の第9の項 三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月三郷町訓令甲第1号)による私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第1条	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月17日訓令甲第1号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、本町が幼稚園教育の普及充実に図り、その振興に資するため就園奨励事業として実施する私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月17日訓令甲第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 1	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		